

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

QI・FATCA・CRS 最新情報

デロイト トーマツ税理士法人 米国税務サービス

2024 年 6 月 27 日号

2024 年 6 月 6 日、7 日、源泉徴収や情報報告といった国際税務に関するカンファレンス「International Tax Withholding and Information Reporting Conference」が米国ニューヨークにて開催された。当カンファレンスには、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）の担当官が参加し、FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act）、QI（Qualified Intermediary）、CRS（Common Reporting Standard）制度等についての最新情報を提供している。ここでは、特に注目すべきポイントについて記す。

1. IRS による FATCA/QI アップデート情報

(1) FATCA

① FATCA ポータルログイン方法の変更

- IRS は、2024 年夏、FATCA 登録システム（FATCA ポータル）へのログインを新しいログイン承認プロセスに移行する予定である。新しいログイン承認プロセスとして、FATCA ポータルにアクセスするために以下のいずれか、若しくは両方のアカウントを作成することが求められる。
 - ✓ Login.gov – 米国政府により作成、維持、保護されているアカウント
 - ✓ ID.me – 一般企業により作成、維持、保護されているアカウント
- 既に上記いずれか若しくは両方のアカウントを保有している金融機関は、新たにアカウントを作成する必要はない。ただし、当該ログイン承認プロセスを経て FATCA ポータルにログインするためには、FATCA ポータルにて登録されている RO（Responsible Officer：FATCA 責任者）又は POC（Point of Contact：FATCA 担当者）のメールアドレスが上記 2 つのアカウントに紐づけられていなければならない。
- 現状上記いずれか若しくは両方のアカウントを保有していない金融機関は、新たにアカウントを作成する必要がある。アカウント作成時に登録するメールアドレスが、FATCA ポータルにて登録されている RO 又は POC のメールアドレスと合致しなければならない。
- 新しいログイン承認プロセスでは事前に登録されたメールアドレスを使用した多要素承認が導入される予定であり、担当者の異動等により登録済みのメールアドレスが古いものである場合、新しい担当者がログインできなくなることから、RO 及び POC の情報は常に最新のものにする必要がある。
- 当該ログイン承認プロセスのリリース日が近づき次第、2024 年 7 月頃には IRS により追加ガイダンスが公表される予定である。

② GIIN（Global Intermediary Identification Number、グローバル仲介人識別番号）の年次確認

- IRSにより公表されている外国金融機関（Foreign Financial Institution：以下「FFI」）リストからのグローバル仲介人識別番号（Global Intermediary Identification Number：以下「GIIN」）の削除が引き続き実施されている。
- 源泉徴収義務者（米国源泉所得の支払者）は、FFIのGIINを年次で確認することが求められているが、様式W-8をIRSのFFIリストと年次で照らし合わせる必要性が改めて強調された。
- IRSのFFIリストからGIINが削除されていることを知った場合、以下いずれからの早い日付より、徴求した様式W-8に依拠することはできない。ただし、当該状況の変化において、源泉徴収義務者によるFATCA上の源泉徴収までは90日の猶予はある。
 - ✓ 源泉徴収義務者がGIIN削除を発見した日付
 - ✓ 事業体のGIINが実際に削除された日から1年後の日付

③ その他

- IRSの通知がFATCAポータルメッセージボードに送付された場合、ROのメールアドレスに通知が送付された旨が連絡されることから、登録されているROの情報が正しいことを今一度確認することが求められる。
- ポータルのメッセージボードにてFATCA宣誓の結果が「Compliance（遵守）」又は「Due Diligence（デュー・デリジェンス）」であったとしても、宣誓時の入力内容によっては、IRSからの通知が送付され、追加情報を求められる可能性がある。IRSからの通知をメッセージボードにて受け次第返答する必要があるが、返答しない場合にはDefault（不履行）ステータスとなり、結果的にGIINの削除につながる。
- FATCAポータルにおける重複したFFI登録の申請が散見されている（例：1つの事業体に対して2つのFFI登録が同時に申請される、1つの事業体に対して異なるエリアで申請される）。不審な申請であるとして、両方の登録申請が拒否され、結果的にFFI登録に時間を要することになる。重複登録を回避すべく状況を明確にしてから登録を実施することが求められる。なお、既に重複登録がされている場合において、どのGIINが有効かつ正しいGIINなのかIRSより照会を受けることがあるので、その場合は返答が求められる。
- FFI登録後にGIINが付番された事業体で、その後GIINの削除がされたとしても（最も多い例：宣誓関連）、新たにFFI登録申請を行ってはいけない。IRSへの照会を行い、問題解決のための相談をする必要がある。

(2) QI

① 定期的宣誓

- ITシステムのテスト期間を終え、6月中旬に新QIシステム（QAAMS：*Qualified Intermediary Withholding Foreign Partnership Withholding Trust Application and Account Management System*）が展開される。これに続き、利用方法について、新しいFAQsが公表される予定。また、ユーザーガイドについても公表される予定。

[QI/WP/WT Application and Account Management System](#)（IRSウェブサイト（英語））

- QIは従来、Appendix III（照合データ）をエクセルファイルにて添付する必要があったが、新QIシステムに当該照合データを入力することになる。検証の免除申請を選択するQIは、宣誓対象期間の全3暦年における照合データを入力する必要があり、また、検証の免除申請を選択しないQIであっても、検証対象年の年を除く他2暦年における照合データを入力する必要がある。

② その他

- 様式1042及び様式1042-Sのデータ分析（データ合致、差異照合等）に基づく調査が強化されており、改めて、申告時のデータの正確性が重要であることが強調された。
- QI契約を締結している事業体の称号名称、GIIN、QI-EIN等を含むQIリストが公表される予定であり、該当する金融機関は自身がリストに掲載されているか今後確認する必要がある。掲載内容にエラーがある場合にはIRSへ連絡すること。

2. その他、大手会計事務所等の見解の共有

(1) CRS

① CRS 報告の新しいスキーム

- CRS 報告について以下の項目が追加される。
 - ✓ 金融口座の種類、口座保有者と実質的支配者の種類、実施した本人確認手続の種類（新規口座か既存口座、有効な自己宣誓書類を取得したかどうか等）

② CARF との暗号資産報告の枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework：以下「CARF」）の調整措置

- 電子マネーサービス提供者及び中央銀行デジタル通貨のウォレット保有者を預金取扱機関に追加し、電子マネー講座及び中央銀行デジタル通貨のウォレットを預金口座として報告対象とする。
- 暗号資産等（暗号資産等デリバティブ取引を含む）を新たに金融口座に含める。
- カストディ及びファンドに保有される暗号資産等の残高や収入を新たに CRS 報告に含める。
- 暗号資産等の売却額について、CARF に基づいて既に報告している場合、CRS 報告から除外することを選択できる。

③ 本人確認手続

- AML/KYC ルールへの依拠、新規口座開設の際の自己宣誓書類の取得（取得できない場合の口座開設謝絶や口座凍結）、複数の居住地国を持つ口座保有者の報告、政府認証サービスに基づく本人確認手続の実施が新たに規定される。

(2) 様式 W-9 の遡及

- IRS は、非公式ではあるが、バックアップ源泉徴収が生じないケースに限り、様式 W-9 の遡及を認めている。その場合、様式 W-8 の遡及で使用している文言を記載することとなる。

(3) 様式 15397 「Application for Extension of Time to Furnish Recipient Statements : 受取人文書提供の延長申請書」

- 様式 1042-S 作成において、受取人に対する様式 1042-S の提供時期の延長を申請する場合、所定の様式はなく、IRS 宛てに特定の情報を記した通知書をファックスにて送信することが求められていた。現時点で公表されている様式 1042-S のインストラクションにも従来通りの通知書のファックス送信が認められている旨が記述されているものの、2024 年 2 月版の様式 15397 が公表された。2024 年報告からは、従来の通知書に代えて当該様式をファックスにて送信することが求められる。

3. 金融機関の留意点

今回の最新情報に基づき、次の点に特に留意されたい。

(1) FATCA

- FATCA 登録システムへのログインが新しいログイン承認プロセスに移行される予定であるが、既に FFI 登録を行っている金融機関にも影響があることから、現時点では、各々で、登録されている RO 及び POC の情報が最新であること、RO のみの登録ではなく、POC の登録もされていることを再度確認することが推奨される。QI でも同様のログイン承認プロセスが使用されているが、QI であり FFI である金融機関にも影響が及ぶと考えられることから、当該承認プロセスについては動向を注視する必要がある。
- FATCA 宣誓の結果が「Failure to Certify（宣誓不履行）」に限らず、「Compliance（遵守）」又は「Due Diligence（デュー・デシリジェンス）」であったとしても、IRS からの通知が送付され、追加情報を求められる可能性があることから、FATCA ポータルのメッセージボードの通知を引き続きモニターする必要がある。

(2) QI

- QI の定期的宣誓に向け、新 QI システム（QAAMS）が展開され、新 QI システムの展開にかかる FAQs 及びユーザーガイド、更には QI リストの公表も予定されていることから、引き続き動向に注視する必要がある。
- 様式 15397 「Application for Extension of Time to Furnish Recipient Statements : 受取人文書提供の延長申請書」について、2024 年報告からは、従来の通知書に代えて当該様式をファックスにて送信することが求められるので留意が必要である。

おわりに

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI, FATCA, CRS、及び米国税務に関して、専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容の他、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの改革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301